

# 寿海荘 施設利用料金表

要介護度	単位	年金収入等	介護費用 (※注1)	食費	居住費	合計 (※注2)
要介護1	573	第1段階（生活保護）	22,193	9,000	0	31,193
		第2段階（80万以下）	22,193	11,700	11,100	44,993
		第3段階①（80万円越120万円以下）	22,193	19,500	11,100	52,793
		第3段階②（120万円越非課税）	22,193	40,800	11,100	74,093
		第4段階（課税世帯）	22,193	43,350	25,650	91,193
		第4段階（2割負担）	44,387	43,350	25,650	113,387
		第4段階（3割負担）	66,580	43,350	25,650	135,580
要介護2	641	第1段階（生活保護）	24,491	9,000	0	33,491
		第2段階（80万以下）	24,491	11,700	11,100	47,291
		第3段階①（80万円越120万円以下）	24,491	19,500	11,100	55,091
		第3段階②（120万円越非課税）	24,491	40,800	11,100	76,391
		第4段階（課税世帯）	24,491	43,350	25,650	93,491
		第4段階（2割負担）	48,981	43,350	25,650	117,981
		第4段階（3割負担）	73,472	43,350	25,650	142,472
要介護3	712	第1段階（生活保護）	26,889	9,000	0	35,889
		第2段階（80万以下）	26,889	11,700	11,100	49,689
		第3段階①（80万円越120万円以下）	26,889	19,500	11,100	57,489
		第3段階②（120万円越非課税）	26,889	40,800	11,100	78,789
		第4段階（課税世帯）	26,889	43,350	25,650	95,889
		第4段階（2割負担）	53,778	43,350	25,650	122,778
		第4段階（3割負担）	80,667	43,350	25,650	149,667
要介護4	780	第1段階（生活保護）	29,186	9,000	0	38,186
		第2段階（80万以下）	29,186	11,700	11,100	51,986
		第3段階①（80万円越120万円以下）	29,186	19,500	11,100	59,786
		第3段階②（120万円越非課税）	29,186	40,800	11,100	81,086
		第4段階（課税世帯）	29,186	43,350	25,650	98,186
		第4段階（2割負担）	58,372	43,350	25,650	127,372
		第4段階（3割負担）	87,558	43,350	25,650	156,558
要介護5	847	第1段階（生活保護）	31,449	9,000	0	40,449
		第2段階（80万以下）	31,449	11,700	11,100	54,249
		第3段階①（80万円越120万円以下）	31,449	19,500	11,100	62,049
		第3段階②（120万円越非課税）	31,449	40,800	11,100	83,349
		第4段階（課税世帯）	31,449	43,350	25,650	100,449
		第4段階（2割負担）	62,898	43,350	25,650	131,898
		第4段階（3割負担）	94,348	43,350	25,650	163,348

(※注1) 別途、処遇改善加算 8.3%、特定処遇改善加算 2.7%、介護職員等ベースアップ等支給加算 (1.6%) が含まれています。

(※注2) 別途、事務管理料 2,000円がかかります。

### (参考) 利用者負担段階について

第1段階	・生活保護を受給されている方
第2段階 (※注3)	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と年金収入額（非課税年金も含む）の合計が年間80万円以下の方
第3段階① (※注4)	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と年金収入額（非課税年金も含む）の合計が年間80万円超え120万円以下の方
第3段階② (※注5)	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と年金収入額（非課税年金も含む）の合計が年間120万円超えの方
第4段階	・1割：一般世帯（年金等の収入が現役並み所得者で市区町村民税課税世帯の方） ・2割：1割負担者のうち特に所得の高い層の方（H27.8月から設定） ・3割：2割負担者のうち特に所得の高い層の方（H30.8月から設定）

(※注3) 預貯金、有価証券等の金額の合計が650万（夫婦は1650万円）未満の方が対象となります

(※注4) 預貯金、有価証券等の金額の合計が550万（夫婦は1550万円）未満の方が対象となります

(※注5) 預貯金、有価証券等の金額の合計が500万（夫婦は1500万円）未満の方が対象となります